

●香川県告示第45号

平成30年香川県告示第286号（香川県情報公開条例に基づき知事が定める公開の方法及び手数料の額）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月7日

香川県知事 池田豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
方 法	金 額	方 法	金 額
録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のもの <u>に限る。</u> ）に複写したものの交付	略	録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のもの <u>とする。</u> ）に複写したものの交付	略
ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のもの <u>に限る。</u> ）に複写したものの交付		ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のもの <u>とする。</u> ）に複写したものの交付	
光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの <u>に限る。</u> ）に複写したものの交付	<u>1枚につき100円</u>		